

第五十一回 参議院大蔵委員会會議録第二十七号

昭和四十一年六月七日(火曜日)
午前十時三十九分開会

委員の異動

六月二日

辭任

須藤 五郎君

補欠選任

春日 正一君

六月三日

辭任

春日 正一君

補欠選任

須藤 五郎君

六月七日

辭任

堀見 俊二君
吉武 恵市君

補欠選任

林屋亀次郎君
西川甚五郎君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

徳永 正利君

青柳 秀夫君

日高 広為君

藤田 正明君

柴谷 要君

中尾 辰義君

委員

伊藤 五郎君

植木 光教君

大竹平八郎君

大谷 賛雄君

栗原 祐幸君

木暮武太夫君

西郷吉之助君

西田 信一君

林屋亀次郎君

野澤 勝君

瓜生 清君

國務大臣

大蔵 大臣

政府委員

大蔵政務次官

大蔵省主税局長

事務局側

常任委員会専門員

説明員

外務省条約局条約課長

大蔵省主税局國際租税課長

大蔵省主税局國際租税課長

大蔵省主税局國際租税課長

大蔵省主税局國際租税課長

大蔵省主税局國際租税課長

大蔵省主税局國際租税課長

大蔵省主税局國際租税課長

大蔵省主税局國際租税課長

大蔵省主税局國際租税課長

大蔵省主税局國際租税課長

大蔵省主税局國際租税課長

大蔵省主税局國際租税課長

大蔵省主税局國際租税課長

大蔵省主税局國際租税課長

大蔵省主税局國際租税課長

大蔵省主税局國際租税課長

大蔵省主税局國際租税課長

大蔵省主税局國際租税課長

大蔵省主税局國際租税課長

大蔵省主税局國際租税課長

大蔵省主税局國際租税課長

大蔵省主税局國際租税課長

大蔵省主税局國際租税課長

大蔵省主税局國際租税課長

大蔵省主税局國際租税課長

も、まずその違いをお聞かせいただきたい。

○政府委員(堀崎潤君) まず第一の御質問でございますが、条約と協定との違いという点でございます。この点につきましては、私どもの関係いたします二重課税の防止のための二国間の意思の一致と申しますかという問題につきましては、すべて租税協定となっておりますが、この点につきましては外務省からお答えを願えばいいんではないかと思ひますので、この点につきましては省略させていただきます。

第二の御質問でございますところ、二重課税の回避という条約になっておるが、脱税防止といふことがあるのかないかという点でございます。条約の全体の大きな規定の中ではそういった趣旨はうたてられておるが、資料交換、情報交換の中に租税の回避あるいは脱税の防止、こういった意味の規定がございますので、付随的に脱税の防止も意図しておる、こういうことが言えようかと思ひます。

○説明員(松永信雄君) 先ほどお尋ねがございました条約と協定との違いにつきましては、これは全く名称だけの問題でございます。内容としては、条約という名前を使用する場合、全くと同じでございます。従来租税関係の条約ないし協定にございまして、日本が結んでまいりましたものには、たとえばアメリカとの間では租税に関する条約という名称を使っておりますし、また、インドとかスウェーデンとかいう国と結びました場合には協定という名称を使っております。

○柴谷要君 条約も協定も同じだということならば、統一をして、同じ租税協定であるならば租税協定、こういうふうに統一する、それから脱税防止なら脱税防止という字句が入っておるならば、

全部入れると、こういう考え方に、同じになりますか。

○政府委員(堀崎潤君) 脱税防止ということばは、先ほど申し上げましたように、広い意味におきまして資料の交換、情報の交換の中に入っていることとでございます。アメリカとの関係におきましては脱税防止という明文がございますけれども、そのほかの条約におきましては脱税防止といふことがうたれておりません。これはまあその国のたといは国内法の関係で、他国の税金についてまでの脱税防止まで協定において権限を得られるかどうか疑問であるというふうな考え方から、アメリカと違ったような表現をとる、それが大部分の協定となっているわけでございます。そんなような意味で、私どもは脱税防止といふことは最近の条約においては使っていない。ただ、大きな意味におきまして、先ほど申し上げましたように、資料の交換その他によりましてある程度の効果があげられる、こんなふうな気持ちを持っております。

○柴谷要君 次に、他の国との租税条約の特例法と比べてみると、アメリカ、スウェーデンの特例法とは同じであるが、その他諸国とは少しずつ違っている。税率はともかく、先進国の租税条約のモデルといわれるOECD租税条約との考え方の相違点等があるとすれば、その理由をひとつ聞かしていただきたい。

○政府委員(堀崎潤君) 十幾つかの条約をわが国は締結しておるわけでございます。いずれも各国の国内法がまだまだ統一されておられないので、各国の国内法の事情によりまして違いが出てくるのが条約、協定でございます。さらにまた、OECDに一つの統一モデルもございまして、この統一モデルを私どもは簡単に受け入れることもできません点もございまして、そんなような関係が

ら、この法律はこれまでに締結いたしました条約に伴う法律と違っている、こういうことが一般的に言えようかと思ひます。

○柴谷要君 外務委員会では、この協定による減収額が問題になりましたね。減収額が、これによると日本側の減収額は一体幾らなのか、それから日本人、日本法人がドイツで幾ら減収になるのか、そのわかる範囲でけっこうですから、お知らせをお願いしたい。

○政府委員(堀崎潤君) 外務委員会には私どもの国際租税課長が出席いたしましたので、その間の模様につきまして国際租税課長からお答えいたします。

○説明員(大倉真隆君) お答え申し上げます。

外務委員会では、御質問と同じ御質問を受けましたが、配当、利子、技術使用料といういわゆる投資所得の系統と事業所得の系統に分けてお答え申し上げます。

投資所得につきましては、ドイツの居住者あるいはドイツの企業が日本に投資して、現実に幾らかせいでいるかと申しますと、これは四十年ペースで、円にいたしまして約八十六億円の所得を得ております。これに對しまして、現在条約がないといたしました状況で、約十億円の租税が課されるわけでございしますが、条約上の制限税率を適用いたしまして計算いたしますと、この税額が約八億四千万円ということになります。差額約一億六千万円がドイツ側として日本の税が軽くなるというふうに御了解いただきたい。これをひっくり返しまして、日本からドイツへの程度投資があり、どの程度所得を得ているかということになります。これは残念ながらまだ利子、配当、ほとんど見るべきものがございせん。わずかに技術使用料で約十五万ドル受け取っておりますが、これによります軽減というものは円にいたしまして約八百万円程度と計算されます。その意味では、技術交流そのものが一方的でございまして、税の減り方も一方的になるというふうに御了解いただきたいと思ひます。

次に、事業所得でございしますが、これは現在日本からドイツに非常に多数の企業が進出したしております。私も全部を調べ上げるわけに実はありませんが、主要な大きいところを拾い上げました結果では、一番近い事業年度一年分をとりまして、利益をあげております会社が総額で約七千六百万円、これに對して約三千五百万円のドイツの税を払っております。欠損をあげております会社が、欠損総額で約七千一百万、欠損会社と利益会社が数といたしまして約半々とお考えいただけばけっこうだと思ひます。なお、申し上げるまでもございせんが、このように拠点を移すきり持ちまして事業を行なっております場合には、条約がございせん。ただ現状がどうかということの御参考までに申し上げた次第でございせん。なお、ドイツ側が日本には企業の数としてはほとんど来ておりませんが、私もわかつております結果では、申告、税務当局の調査ともに現在欠損になっております。全社とも欠損になっております。

なお、条約による目に見えない効果といたしましては、いわゆる駐在員事務所、つまり正式な商売をいたしておらず、情報収集とか、広告、宣伝、あるいは俗に申しますとお客さまの世話をしているというふうなところでは、条約によりまして明らかにドイツの租税を払わないでよろしいということになります。これが条約がございせんといふことになりまして、これが条約がございせんといふことになりまして、課税されるか否かという推定を受けまして、課税されることがあるかもしれません。この点、外務委員会ではいろいろお尋ねがございまして、非常に大ざっぱな推定でございしますが、一年間に払っております駐在員事務所経費をかりにドイツの税務当局がその一部所得があると推定して課税するとすれば、円にいたしまして約一億円の税になっておる。条約ができればそれよりトラブルはなくなるというふうにお考えいただけばけっこうだと思ひます。

○柴谷要君 課長、親切な御答弁ありがとうございます。時間の制約があるので、要約して、外務委員会であなただけがしゃべったのを全部読んでおるから、要点だけここで言つてください。

それでは、租税協定及び特例法によつて経済交流はどうか具体的に促進されていくのか。これはどなたでしょうか。大臣でしょうか、だれでしょうか。局長でしょうか。

○政府委員(堀崎潤君) 租税協定の経済交流に及ぼす効果についての御質問でございせん。先ほど大倉課長から、条約によりまして税収がどういふふうになるかとお話がありました。おっしゃられる点はさういふことだと思ひますが、まあ数字上にあつたわけない経済交流はどうか、さういふ意味だと思ひます。私もこの条約の効果は、さういふ相互に二重課税を排除することにありまして、安心してお互いに投資していく、あるいはまた企業が進出していく、さういふところにあるかと思ひます。さらにまた、教育あるいは文化の交流ができる、さういふことかと思ひますが、これらの点につきましては、すでに先進国との間に結んでおる条約、さらにはまた私どもが低開発国に對して結んでおる条約、さういふ条約、これによりまして数字にあらわれない経済交流が着々あつておるのではないかと、さういふ想像しております。

○柴谷要君 いままでの租税協定の締結国は、すべて西歐側に締結されている。で、共産圏の諸国とこの種の租税協定を締結する必要は一体ないのかどうか、これをひとつ。

それから、日本商社が共産圏諸国にどんどん進出していま商売をやつておるが、その場合どのような課税を現地で受けているのか。これをひとつ聞かしてください。

○政府委員(堀崎潤君) ただいまの第一の御質問でございせん。私も締結している条約はまあ西歐諸国とだけではないか、さういふ御質問でございせんが、決して西歐諸国だけではございせん。御存じのように、インド、パキスタン、第一

号といたしまして、先進国のみならず低開発国との間に租税協定が締結されております。マラヤ、さらにはタイ等もございせん。決して先進国とだけではないと思ひます。

そこで、進んで、柴谷委員の御質問は、共産圏諸国との間に租税協定を締結したらどうか、さういふ御質問でございせん。まあ御存じのように、税制は資本主義国におきましては所得税、法人税が中心でございせん。多分に取引税的なものが中心でございせん。さういふ税制の違いは、必ずしも二重課税という問題を生じないような傾向がございせん。で、共産圏諸国との間に二重課税の防止条約、防止協定と申しますか、防止協定が必要であるかどうか、これはまだまだ検討しなければならぬことだと思ひますが、さういふ意味で共産圏諸国との間の租税協定はまだ進んでいない、さういふ実情だと思ひます。さういふこと。

さらにまた、第二の御質問でございせんが、共産圏諸国のみならず、各国におきまして商社が進出し、経済活動を営んでおりますが、条約におきまして示されておりますように、どの程度の経済活動から課税されるか、これは種々千差万別でございせん。条約におきましては、恒久的施設的なものになれば課税と、さういふことになっております。共産圏諸国におきましてはさういふことになつておるかどうか。さらにまた、税制がまあどうなつておるかと思ひます。で、これらの点につきましてはまだ問題になつておるような状態ではない、かように見ております。

○柴谷要君 外国技術に對して日本が、昭和三十九年だと思ひますが、まあ五百五十億ばかりの使用料を支払つておる。日本の科学技術の振興の基本的なあり方に問題があるのじゃないかと、さういふ一つ思ふこと、それから、政府がこれに對して今後どういふ心がまえでこれを処置していくかと思ふ、これをひとつ、まあ大臣からこれはお伺ひしたほうがいいと思ひますがね。し

ばらくぶりで、大臣、ひとつお聞かせ願いたい。
○国務大臣(福田赳夫君) ロイアルティの支払いは、わが国の国際収支上非常に重要な一つのアイテムになっております。やっぱりわが日本が戦中戦後を通じて技術が立ちあがっておる。まあおくれればに国際自由社会の競争に参加する、こういうことになりました関係上、まことに遺憾なことでありますけれども、現実には相当多額の支払い超過を来しておる、かようなことになっておるのでございます。

そこで、これがあまり過大にならないようにという配慮のもとに、ただいまではロイアルティの取得については政府のほうで規制をしておりますが、必要なものがどうしてもある程度あるというところはこれは争えないわけでありまして、さうなことで、まあ基本的にはわが国の科学技術水準が他の先進諸国に追いつき追いつくという形勢になりませんと解決をしません、まあそういう方向へいまいふん努力が払われておる、こういうお答えをいま申し上げるほかないのであります。

○柴谷要君 最後になります、未結国の中でも経済、技術の交流が相当ある国、これらの国との二重課税の問題が国内で別途考慮されているのじゃないか、こう思いますが、近々条約が結ばれる予定の国はどこになりそうですか、これをひとつお聞かせ願いたい。

○政府委員(堀崎潤君) 先ほど来申し上げておりますように、私どもは経済交流、さらにまた文化の交流を促進する意味におきまして、二重課税の防止協定を進めておるわけでございます。残っております国で、おもなもので、私どもが現に協定の締結方を促進しておるものの中に、ベルギー、あるいはオランダ等がございまして、近くブラジルの全権が参りまして私どもと租税条約について交渉することになっております。私どもの考え方としては、できる限り私どもの税法の立場を尊重しながら、さらにまたわが国が安心して進出できるような地域、さらにまたわが国がどうしても外資あるいは企業を受け入れる必要のある

国を選びまして、租税条約を締結してまいりたい、かように考えております。

○柴谷要君 質問を終わります。

○委員長(徳永正利君) この際、委員の異動について報告いたします。

ただいま堀見俊二君及び吉武恵市君が委員を辞任され、その補欠として林屋亀次郎君及び西川甚五郎君が選任されました。以上でございます。

○委員長(徳永正利君) 本法案について他に御発言はございませんか。他に御発言もなければ、質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(徳永正利君) 御異議ないと認めます。それでは、これより討論に入ります。別に御意見もないようでございますが、討論はないものと認めて御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(徳永正利君) 御異議ないと認めます。それでは、これより採決に入ります。所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の回避のための日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律案を問題に供します。

本家に賛成の方の挙手を願います。

「賛成者挙手」

○委員長(徳永正利君) 多数と認めます。よって、本法案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本案につきまして議長に提出すべき報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(徳永正利君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(徳永正利君) 速記を起して。次回とは六月九日(木曜日)午前十時より開会いたしますことは、本日はこれにて散会いたします。午前十一時一分散会

六月三日日本委員会に左の案件を付託された。

一、土地対策のための税制改正に関する諸願(第二五六〇号)(第二五六一〇号)(第二五六三〇号) 一、国民金融公庫環境衛生部融資に係る公衆浴場業者の借入金金利子に対する特別減免措置に関する諸願(第二五八〇号)(第二六〇二〇号)(第二六一七〇号)(第二六六五〇号)

一、公衆浴場業に対する所得税、法人税減免に関する諸願(第二五九八〇号)(第二六〇一〇号)(第二六一五〇号)(第二六一六〇号)(第二六六四〇号)(第二六六七〇号)

第二五六〇号 昭和四十一年五月十九日受理

土地対策のための税制改正に関する諸願

諸願者 東京都渋谷区代官山町二三 檜山 未喜男外七名

紹介議員 田中 一君

この諸願の趣旨は、第二三四三号と同じである。

第二五六一〇号 昭和四十一年五月十九日受理

土地対策のための税制改正に関する諸願

諸願者 大阪市東区谷町一ノ五〇 川野栄 三外七名

紹介議員 奥村 悦造君

この諸願の趣旨は、第二三四三号と同じである。

第二五六三〇号 昭和四十一年五月二十四日受理

土地対策のための税制改正に関する諸願

諸願者 東京都北多摩郡田無町二〇七八 田八郎

紹介議員 田中 一君

この諸願の趣旨は、第二三四三号と同じである。

者の借入金金利子に対する特別減免措置に関する諸願

諸願者 神戸市生田区下山手通七ノ四八兵 庫泉公衆浴場環境衛生同業組合 理事長 上山信二

紹介議員 岸田 幸雄君

この諸願の趣旨は、第二二八八号と同じである。

第二六〇二〇号 昭和四十一年五月十九日受理

国民金融公庫環境衛生部融資に係る公衆浴場業者の借入金金利子に対する特別減免措置に関する諸願

諸願者 鳥取市吉方四八四鳥取公衆浴場 環境衛生同業組合理事長 東口 哲男

紹介議員 宮崎 正雄君

この諸願の趣旨は、第二二八八号と同じである。

第二六一七〇号 昭和四十一年五月二十一日受理

国民金融公庫環境衛生部融資に係る公衆浴場業者の借入金金利子に対する特別減免措置に関する諸願

諸願者 岐阜市吹上町四ノ八岐阜公衆浴場 環境衛生同業組合理事長 川 本昇

紹介議員 古池 信三君

この諸願の趣旨は、第二二八八号と同じである。

第二六六五〇号 昭和四十一年五月二十六日受理

国民金融公庫環境衛生部融資に係る公衆浴場業者の借入金金利子に対する特別減免措置に関する諸願

諸願者 山口県下関市幸町一ノ四山口県 公衆浴場環境衛生同業組合代表 理事 作田治郎

紹介議員 吉武 恵市君

この諸願の趣旨は、第二二八八号と同じである。

第二五九八号 昭和四十一年五月十九日受理
公衆浴場業に対する所得税、法人税減免に関する
請願

請願者 和歌山市手平和歌山県浴場業環境
衛生同業組合長 川合小弥太

紹介議員 前田佳都男君
この請願の趣旨は、第二二八七号と同じである。

第二六〇一号 昭和四十一年五月十九日受理
公衆浴場業に対する所得税、法人税減免に関する
請願

請願者 鳥取市吉方四八四鳥取県公衆浴場
業環境衛生同業組合理事長 東口
哲男

紹介議員 宮崎 正雄君
この請願の趣旨は、第二二八七号と同じである。

第二六一五号 昭和四十一年五月二十一日受理
公衆浴場業に対する所得税、法人税減免に関する
請願

請願者 滋賀県大津市西の庄一〇ノ二四滋
賀県公衆浴場業環境衛生同業組合
理事長 辻田稔

紹介議員 奥村 悦造君
この請願の趣旨は、第二二八七号と同じである。

第二六一六号 昭和四十一年五月二十一日受理
公衆浴場業に対する所得税、法人税減免に関する
請願

請願者 岐阜市吹上町四ノ八岐阜県公衆浴
場業環境衛生同業組合理事長 川
本昇

紹介議員 古池 信三君
この請願の趣旨は、第二二八七号と同じである。

第二六六四号 昭和四十一年五月二十六日受理
公衆浴場業に対する所得税、法人税減免に関する
請願

請願者 山口県下関市幸町一二ノ四山口県
公衆浴場業環境衛生同業組合代表
理事 作田治郎

紹介議員 吉武 恵市君
この請願の趣旨は、第二二八七号と同じである。

第二六七六号 昭和四十一年五月二十六日受理
公衆浴場業に対する所得税、法人税減免に関する
請願

請願者 岐阜市吉野町六ノ一三岐阜県公衆
浴場業環境衛生同業組合内 武藤
嘉文

紹介議員 沢田 一精君
この請願の趣旨は、第二二八七号と同じである。

第二十四号中正誤

ベシ 段行 誤 正

一 四から終わり 商取法 証取法

五 一六 相当 担当

八 二末 問題 問題に

九 四から終わり 非岸 非常

二 二六 監助 督励

第二十五号中正誤

ベシ 段行 誤 正

三 一一四 承認を、求める 承認を求めるの
の件 件

四 二二〇 廃止す 廃止する

五 二から終わり 異認 異議